

同居されているご家族の皆様へ

濃厚接触者の待機期間

① 同居世帯での対応 **保健所が判断**

症状がないことが前提

感染者の発症日(無症状の場合は、検体採取日)

または

住居内で感染対策を講じた日

のいずれか遅い日の翌日から

5日間

※7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認やハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食を避け、マスクを着用する等の感染対策をお願いします。

- 同居家族の方は、一緒に食事をしたり、同一空間を共有していることも多いので、濃厚接触者としての対応をお願いします。
- 保健所から、発症時に利用するための抗原定性キットをお一人1個配布いたしますが、すぐに利用せず、必ず**保健所の指示に基づいて**ご使用ください(キットは、症状出現後、24時間以上経過しないと反応が見られないことが多いからです)。
- 健康観察期間は5日間となりますが、起点となるゼロ日目は、家族の中の療養者の発症日または、住居内で感染対策を講じた日のどちらか、遅い日となります。
※2, 3日目の検査は、あくまでも自己検査となります。保健所で配布した検査キットのご使用は控えてください。

療養者の療養期間	療養0日目	療養1日目	療養2日目	療養3日目	療養4日目	療養5日目	療養6日目	療養7日目	療養8日目	療養9日目	療養10日目	症状悪化なければ解除	
	感染者の発症	自宅療養(外出制限)・健康観察・感染対策をする期間											
濃厚接触者の健康観察期間		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目				
	家族内感染対策を始めた日	健康観察・感染対策をする期間 ※1							不要不急の外出制限をする期間 ※2				症状がなければ解除
	(途中で、他家族が発症した場合)				他家族が発症(コロナ陽性)	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
家族内感染対策を始めた日		健康観察・感染対策をする期間 ※1							不要不急の外出制限をする期間 ※2				症状がなければ解除

※1 解除となった後も、ご自身での健康状態の確認や重症化リスクの高い方との接触を避ける等の感染対策は必要です。

※2 2日目、3日目に抗原定性キット(医療用)を実施し、2回の陰性確認できれば、3日目に解除できます。